

障害者基幹相談支援センター運営法人募集に向けた基本的な考え方(Vo.2)

事項	考え方	【参考】 現行の障害者地域生活支援センター
応募資格	<p>(1)運営主体:法人種別を問わず<個人不可> なお「一定の要件」を設ける ※「一定の要件」 社会福祉法における社会福祉事業(1種・2種問わず)を実施した実績(見込含む。)が、26.3.31 から遡り2年以上あること。</p> <p>(2)特定・一般・障害児相談支援事業者の指定があること<26.4.1 指定見込可></p> <p>(3)共同運営も可<構成法人は(1)(2)の要件を満たすこと></p>	<p>(1)運営主体:法人種別を問わず(個人不可)</p> <p>(2)特定・一般・障害児相談支援事業者の指定があること</p>
業務内容	<p>(1)総合相談<障害全般・窓口の一元化> ※右記(1)～(4)及び(6)を含む</p> <p>(2)地域環境づくり(区自立支援協議会の運営、区内の事業者等とのネットワーク構築)</p> <p>(3)人材育成<相談支援事業者への指導及び助言等></p> <p>(4)地域移行・地域定着支援<対象範囲の拡大・触法障害者></p> <p>(5)権利擁護<養護者による障害者虐待の防止及び養護者による虐待を受けた障害者の保護のため、障害者及び養護者への相談、指導及び助言></p> <p>(6)複数の専門支援機関との連携を要したり、複数の課題をかかえたりするなど、通常の障害福祉サービス等の利用では解決に困難を要する程度の相談支援</p> <p>(7)障害福祉サービス利用に係る利用者等からの苦情対応(1次)</p> <p>(8)障害程度区分認定調査</p> <p>(9)障害者賃貸住宅入居等サポート事業による入居支援</p> <p>(10)障害者自立支援配食サービスのアセスメント</p>	<p>(1)福祉サービスの利用等の相談支援</p> <p>(2)社会資源を活用するための支援</p> <p>(3)社会生活力を高めるための支援</p> <p>(4)ピアカウンセリングによる支援</p> <p>(5)権利の擁護のための必要な支援</p> <p>(6)専門機関の紹介</p> <p>(7)区自立支援協議会の運営</p> <p>(8)障害程度区分認定調査</p> <p>(9)障害者賃貸住宅入居等サポート事業による入居支援</p> <p>(10)障害者自立支援配食サービスのアセスメント</p>
センター数	<p>16か所 身体・知的・精神等:各区1か所</p>	<p>25か所 身体・知的:各区1か所(南区2か所) 精神:2区に1か所</p>
職員体制	<p>・専門性を有する相談員その他それに準ずる相談員を業務の内容に応じて配置することを検討</p> <p>・最低基準を設けるなどするなかで、これを上回る配置の提案も可(ただし、委託料の上限あり。)</p> <p>(1)専門性を有する相談員 ※人数は予定 4名/センター(センター共通) ※常勤・専任であること。ただし、専門相談員からセンター長を配置することとし、その場合は指定相談支援事業者の管理者との兼務は可とする。</p> <p>(2)準ずる相談員 ※人数は予定 1名/センター(小規模区) 2名/センター(標準区) 3名/センター(大規模区) ※常勤であること。</p> <p>(3)事務員(任意)</p> <p>・地域の実情に応じて、地域移行等に取り組む職員の配置を別途検討</p>	<p><身体・知的></p> <p>①相談支援機能強化員 1名 ②相談支援専門員 1名～3名</p> <p><精神></p> <p>①相談支援機能強化員 1名 ②相談支援専門員 1名</p>

事項	考え方	【参考】 現行の障害者地域生活支援センター
資格要件	<p>・専門性を有する相談員は、相談支援専門員でありかつ「国家資格」又は「一定の職務経験」を有する者で検討</p> <p>・準ずる相談員は、「国家資格」又は「一定の職務経験」を有する者で検討</p> <p>※「国家資格」 ①社会福祉士②精神保健福祉士③保健師のいずれかの資格を有していること</p> <p>※「一定の職務経験」 指定特定相談支援事業所、指定地域移行支援事業所、指定地域定着支援事業所及び指定障害児相談支援事業所(改正前の障害者自立支援法にもとづく指定相談支援事業所を含む。)における実務経験が3年以上(540日以上)あること。(26.3.31までの見込可)</p>	相談支援専門員
運営体制	(1)1センター1法人で運営<他法人との提携(スーパーバイズ契約等)又は他法人からの職員派遣可> (2)1センターを複数法人で共同運営	1センター1法人で運営
	本部のほか、サテライトの設置可(ただし、同一区内とすること。)	1センター1か所に置く
	1日8時間以上かつ週5日以上(祝日・年末年始を除く。)開所	開設時間等について定めなし
	開設時間以外において、緊急の事態等が生じた場合、当該利用者の意向、適性、障害の特性等の状況及びその置かれている環境に応じて、適切に対応ができる体制を確保	夜間、休日等利用度の高いと考えられる時間帯に対応できること
設置場所	法人側で用意(利便性の確保に努めること。) ※家賃計上について検討(上限あり)	法人側で用意
地域活動支援事業	<p>・設置することが望ましいが、義務付けとはせず任意設置の方向で検討</p> <p>・職員は3名以上配置(うち2名以上は、精神保健福祉士1名以上を含む常勤・専任であること)</p> <p>※基幹相談支援センター職員とは別枠</p>	<p>・精神のセンターに併設</p> <p>・職員体制は同左</p>
委託期間	5年間(平成26～30年度)を想定	—
その他	基幹相談支援センターの評価の在り方について検討	
公募・選定スケジュール(予定)	<p>9月下旬 第1回選定委員会 ・募集要項(案)の審議</p> <p>10月上旬 募集開始</p> <p>12月下旬 第2回選定委員会 ・運営法人の選定</p>	